平成２２年（フ）第６１号
長崎県松浦市調川町下免612番地４　調川宮ノ前団地２棟208号、旧住所長崎県松浦市志佐町庄野免153番地11
債務者　冨田　広明
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
青森県つがる市牛潟町村上45番地１
債務者　佐々木　桂
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字東宮元67番地11
債務者　伝法谷幸子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町79番地27
伊藤啓氣方
債務者　勝野　　忍（旧姓蝦名）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
静岡県浜松市中区花川町351番地　ライブチャーチ浜松、前住所静岡県湖西市鷲津35番地の２　雇用促進住宅１―104
債務者　日高惠理子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
静岡県磐田市上神増510番地１
債務者　大澤　実穂
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5859番地37
債務者　尾上　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３２５５号
東京都新宿区百人町１丁目９―５
債務者　内田　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２５６号
東京都大田区大森南３丁目31―12―402
債務者　岩切　栄子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８８号
東京都足立区江北６丁目27―２―403
債務者　高木　成肇
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２３２号
仙台市宮城野区新田３丁目７番27号
破産者　中江電業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
茨城県かすみがうら市上稲吉1988番地の１
破産者　有限会社市村自動車
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０２号
千葉県富里市御料968番地４　グリーンヒルたちばな６―105
破産者　栗山　佳子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１４号
千葉県佐倉市王子台５丁目38番地１　マリーナＥ202
破産者　石川　修身
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第１８８４１号
千葉県茂原市八幡原799―95、開始決定時の住所東京都墨田区両国３丁目18―４―1001
破産者　山本　邦治
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１号
千葉県茂原市早野1495番地23
破産者　伊藤　正光
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第２０４１０号
千葉県袖ケ浦市奈良輪2554番地28
破産者　首都圏プランニングシステム有限会社（旧商号成田柳屋有限会社）
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部